

第19回中央執行委員会の決定事項

水戸地本 黒澤執行委員長
東京地本 阿部執行委員長
八王子地本 金井執行委員長

の制裁申請と執行権及び組合員権の一部停止

【理由】

1. 第45回定期中央委員会で否決された春闘方針をそれぞれの各地方委員会で地本の方針として提起して方針化し、組合の決議に違反した。
2. 中央本部の許可もなく3地本名で職場討議資料の発行、要請書及び質問状の発出、見解の発出を行った。
3. 討議資料の中に「パラノイア（偏執病）」と記述し、自らの主張に沿わない中央本部、地方本部に対し、誹謗中傷を行った。
4. 討議資料に虚偽の事実を記載し、組合員の権利としての批判の自由を超え、組織に混乱をもたらした。
5. 職場討議資料をHPで公開し、組織内外の不特定多数が閲覧できる状態をつくり、「真実の声」等による組織介入を助長した。また、一部の討議資料を他の地本・支部に数回におよび一方的に郵送し、組織に混乱をもたらした。
6. 2019年5月8日に3地本連名で「再回答書」を発出し、中央本部指令第41号に違反する行為をした。

【中央本部指令43号】

1. 3名に対して、第38回定期大会へ制裁申請を行う。
2. 3名に対して、緊急措置として執行権を停止する。
3. 3名に対して、組合員権の一部を停止する。
4. 3名に対して、中央本部の許可無く、全組合事務所及び組合施設への立ち入りを禁止する。
5. 各地本は、各機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ること。

あらゆる妨害を許さず、東労組再生に向けた取り組みを推し進めよう！